

新聞投稿に見る児童生徒の「声」の考察

Examining Students "Statements" in Newspaper Letters

鎌倉 博 KAMAKURA Hiroshi

1. 本稿の目的

① 再考すべき学校教育のあり方

筆者は、学校教育の原点は、児童生徒と関わり、その児童生徒個人及び児童生徒らの思いや願いを受け止め、それに基づいた教材との関わりや様々な体験を含む学習活動を介在して、児童生徒及び社会全体の生活向上に必要な知識や技能を、児童生徒自らが獲得していけるように支援することにあると考えている。それを筆者は別稿で「心感創造の教育」¹⁾と表現している。

筆者は2020年度より、日本福祉大学からの依頼を受けての履修証明プログラム「学校福祉」²⁾の中の1コマとして「子どもの声を聴くということ」の講義を担当している。「子どもの声」を受け止める感性を磨くための講義である。

児童生徒の「声」は、1つ目には音声で（乳児ならば泣き声で、幼児以降ならばことば表現で、時には歌で等）、2つ目には表情で（顔の表情、態度で等）、3つ目は文字で（手書き文字で、活字で、時には絵画で等）と、その児童生徒の実態により様々な形で表明される。よって、児童生徒の「声」とは決して音声表現に限定されるものではない。

また、児童生徒の「声」は、単なる「おしゃべり」「会話」、他者から求められた質問に対する「回答」「発表」「対話」に限定されるものでもない。児童生徒の「声」とは、様々な方法で表現されながら、その心底にはその児童生徒の思いや願いが込められていると捉えるべきである。そしてその思いや願いは、一方で自分自身にとっての発達要求であり、他方でその児童生徒が生きている社会のよりよい発達への要求でもあると筆者は捉えている。

児童生徒はその発達要求が叶うように、様々な方法で「声」を表現し、働きかけて生活しているのである。そうして、その発達要求が満たされる、ないしは満たされる手応えを感じた時に情緒が安定し、学習や学校生活に対して意欲的になる。その一方で、その発達要求が満たされない時に、学校から気持ちが離れてしまい、逸脱行為にならざるを得なくなっている。筆者はそのように現代学校における児童生徒の姿を捉えている。

児童生徒の「声」をいかに大事にする学校であるかが、いま問われていると考える。

② 児童生徒の「声」を受け止めるとは

では、児童生徒の「声」をなぜ受け止める必要があるのかである。

それは第一に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること」³⁾が法的にも保障された存在だからである。児童生徒の場合、社会に守られながら自身が形成されていく途上の、著しく心身が成長する時期であり、自身の生活及び自身が暮らす社会そのものの仕組みや機能が十分理解できているとは言えない上に、直接参政権も十分持ち合わせている存在とは言えないからでもある。

しかし、現代においては加えて第二に、「児童は、社会の一員として重んぜられる」⁴⁾とともに、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」⁵⁾という存在として見るようになってきている。

以上のことから、児童生徒の「声」を受け止めるとは、愛護・養育のためだけではなく、児童生徒が「意見を表明する権利」を発揮して自分自身及び社会への発達要求を実現させる支援のためであると認識する必要がある。

③ 児童生徒の「声」を受け止める方法

よく行われている1つ目は直接対話で受け止める方法である。近年の生徒指導においては「ガイダンス」と「カウンセリング」の双方を活かすことが重視されている⁶⁾。「ガイダンス」では、一斉授業等の「主に集団の場面で必要な指導や援助を行う」ものとして、現在重視されている「主体的・対話的で深い学び」に繋がるような対話を重視した授業を含む学級活動の中で行われている方法である。一方「カウンセリング」は、「個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う」ものとして、個別相談形式で行われている方法である。直接対話で児童生徒の「声」を受け止める方法のメリットは、基本的に自由な語り合いの中で「声」が把握できることにある。一方で、音声表現が豊かに発揮できる児童生徒にとっては有意なもの、他方それを苦手とする児童生徒にとっては苦であり、参加が困難なことが多い。この点で必ずしも全ての児童生徒の「声」が把握できないデメリットもあることを踏まえておく必要がある。

2つ目はアンケート形式で「声」を受け止める方法である。この方法は、「いじめの実態」「授業に対する率直な思い」等、焦点化した質問に対するストレートな「声」が寄せられる点でメリットがある。しかし、質問者の設問以外の「声」が把握できるとは限らないデメリットもあることを踏まえておく必要がある。

3つ目は一般的な調査結果を参考にして「声」を受け止める方法である。様々な官庁が行う実態調査や、企業等が必要に応じて行うアンケート調査等の結果から、教員が参考とな

る資料を見出して、現代の児童生徒の一般的な「声」として、学級での話題に活用していくものである。この方法は、汲々とした学校教育活動の中で直接児童生徒の「声」を受け止める「ゆとり」が見いだせない中でも、一定の傾向が参考になる点でメリットとなる。しかし、学級の実態と共通するとは言えないデメリットもあることを踏まえておく必要がある。

こうした中で「自由作文」という取り組みを行っている学級がある⁷⁾。「自由作文」は、国語科で一斉に書き方指導をした上で作文力の向上を図って書く作文と違い、書くも書かないも、文量も、題材も、表現方法（絵も活用した作文や詩形式等）も含めて、基本的に自由である。授業者から提示された題材や条件で書く作文と違い、自由にのびのびと書ける点ではメリットがある。しかし、作文への関心の有無で、積極的参加には格差が生じることがある。

以上代表的な手法で見たように様々な方法があることを前提にして、それぞれにメリット・デメリットがあることを踏まえて方法を1つに絞らず、多様な方法を駆使して児童生徒の「声」を受け止めていくことが肝要である。

④ 中日新聞の児童生徒らの投書欄

筆者は1日の生活のルーティンの1つとして、朝に複数の新聞に目を通してしている。その中で2018年8月17日、小学生が「外遊び どこでできるの」を投書していたのに目が留まった。「小学生に人気のあったアスレチックがこわされてしまい、高齢者のためのマレットゴルフ場に」なってしまった上に、「別の公園ではボール遊びは禁止」されていて、のびのび遊べる場に困っているという内容の投書であった。当時、筆者の担当科目である専門演習「子どもの生活と教育ゼミナール」で、大学周辺地域の児童遊園調査をしていた。そのこともあり、切り抜いて保存したのだと思われる。以後、同投書欄に着目し、児童生徒が社会や学校に対して求めていると思われる投書を見つけては切り抜き保存することが、筆者の研究上のライクワークになってきた。

中日新聞の児童生徒らの投書欄は、私の知る限り2020年当時は「ヤングアイ」だったが、現在は「次世代から」と名付けられている。一例として、2024年3月20日付投書欄「次世代から」を見てみる。7本あったと思われるうちの「(高校生)最後の文化祭 頑張るぞ」「(小学生)重いランドセル改善を」「(小学生)スマホルールもうけた」「(中学生)AI依存なくし共存を」「(高校生)右と左 言葉って奥深い」の5本を保存していた。同日は水曜日である。本投書欄は、日曜日は休載であるものの、残りの5日間は2本の投書、水曜日のみ1面を子どもの投書とイラストで埋めている。なお、本欄は、小学生・中学生・高校生による投書が大部分で、稀に20歳未満を基準にしているのであろうか、大学生・短大生・アルバイトと肩書された投稿も見られる。

その内容は実に様々である。先の例で見た場合、「最後の文化祭」は卒業年度最後の行事

への自分自身の決意を表明したものであるが、「ランドセル」はその重さの負担を軽減するために代用バックでの登校を認めてほしい、「スマホルール」は目の保護とトラブル回避のための自分自身のスマートフォンの使用の工夫について伝えている。また、「AI」ではその長所とともに人間としての能力を失わない活用を訴えている。さらに、「右と左」という言葉では「右」が使われていることば表現に有為のニュアンスを感じる一方で、「左右」という言葉では「左」に有為が示されていることが多いことを発見し、言葉には奥深さがあることを紹介している。

こうして児童生徒の投書に引き込まれて5年半、同投書が私自身の手元で蓄積されてきた。改めて振り返ってみると、この投書の中に、特に学校教育の中で必ずしも取り上げられていない（受け止められていない）内容があることに気づかされた。そこで、この機会に一旦まとめてみることで、児童生徒が学校や社会に何を求めているのかを整理してみようと考えた。

⑤ 本稿で着目する児童生徒の投書

本稿では、児童生徒自身の生活上の決意や家族への絆を深める心温まるメッセージなどで、児童生徒自身の幸福を希求していると思われる内容は除外する。そうして、明らかに学校や社会に対する理解を求めて意見表明していると思われる内容に絞って分析していく。

筆者は、児童生徒の投書を読み続けていくうちに、①戦争と平和 ②環境保全 ③憲法・政治 ④人権・差別 ⑤情報・機器、及び⑥現代社会における諸問題と絡めての生き方・進路 ⑦自分の住む町の良さや改善点、さらには⑧学校 をテーマにして主に投書していると気づいた。例えば、先の「ランドセル」は「学校」、「AI」「スマホルール」は「情報・機器」に当たる。

そこで筆者は、2018年8月17日から始めた切り抜きを、1つには時系列順に、もう1つには上記の計8つのテーマで分類してみた。時系列に整理した意図は、児童生徒らが時々社会情勢に何らかの心理的影響を受けて投書しようとしていたからである。また、テーマ別に分類した意図は、1つには特にどのテーマへの関心が高いのかを、もう1つには同じテーマに分類したとしても、どのような視点や角度から個々の発信者が問題整理し表現しているのかを分析するためである。

以下の節においては、2018年8月17日から2024年3月31にまでの期間に掲載されていた特徴的な投書を、8つのテーマで紹介する。なお、新聞掲載年月日は記号で略す。

2. 児童生徒の投書内容

(1) 戦争と平和のあり方を考える

① 戦争の苦難に学び平和な世の中を希求する

本テーマに該当するものとして分類し、ストックされていた投稿数（以下総数）は288件で、他のテーマと比して1番の投書数であった。戦争の苦難に学び平和な世の中を希求する、平凡でよいから命の安全が守られ安心して暮らしたいという願いが、様々な題材や視点から投書されている。校種別で投書数を確認すると、中学生145件、高校生97件、小学生46件であった。小学生であっても本テーマでの関心が高いことが分かる。また児童生徒らは、自身のみならず、世界中の人々が安全・安心に暮らせることを願っていることも分かる。

ところで、その児童生徒の願いの根拠はどこにあるのだろうか。まずはそれを考察してみたい。直接的な根拠の1つ目は、2022年2月24日に始まるロシア対ウクライナの戦争（例：2022/4/5 高校生「侵攻から目を背けない」）、2023年10月7日に始まるパレスチナとイスラエルとの戦争（例：2024/1/30 高校生「戦争の正当化 いけない」）の報道、あるいは映画（例：2019/3/19 中学生「子ども兵士 銃をペンに」）にある。映像に拠る報道等がいかに児童生徒らに大きな影響を与えているかが分かる。また、新聞の果たしている役割も決して少なくないことも分かる（例：2019/11/8 小学生「新聞から沖縄戦を知る」）。2つ目は、学校教育における学習活動に起因していると言える。戦争被災地である広島・長崎・沖縄を始めとして、投稿者の地元と思われる豊川（例：2019/1/1 小学生「当たり前の幸せ忘れず」）、三河（例：2021/3/4 小学生「戦争語り継ぎ 平和守る」）、蒲郡（例：2021/3/10 小学生「戦禍 地域の記憶を継ぐ」）を題材にした社会科等での学習、及び修学旅行等の機会による現地での史跡めぐりでの体験や証言者の語り、さらには『アンネの日記』等の読書活動（例：2018/12/12 小学生「差別なくし 平和始まる」）及び国語教材（例：2019/3/29 中学生「内戦を学び平和に感謝」）等での読みの授業に起因している。岐阜県が行った海外派遣事業での出会い・体験を通しての投書も見られる（例：2019/9/27 中学生「カンボジアで平和思う」）。3つ目は、身内の中の戦争体験者からの聞き取りによる（例：2019/3/8 中学生「平和の尊さ 祖父に学ぶ」）。

次に、戦争をどのように捉えているのかも考察してみたい。1つ目には人間の生存を脅かすという視点である（例：2019/10/27 中学生「全世界に不戦の誓いを」）。非武装の子どもたちの生存をも脅かしていることを取り上げた投稿もある（例：2019/4/11 中学生「なぜ罪なき子が犠牲に」）。また、人種差別による犠牲を取り上げた投稿も見られる（例：2018/7/28 中学生「戦時下での差別に衝撃」）。2つ目には文化破壊という視点である（例：2019/4/6 高校生「平和のため異文化尊重」）。3つ目には正確な情報隠しの視点である（例：2019/8/19 中学生「不条理な戦争 忘れない」）。4つ目には人権侵害の視点である（例：2019/5/10 中学生「非国民 そんな世二度と」2022/6/29 中学生「選手も戦場へ 胸が痛い」）。5つ目には対話不足または対話拒否を問題視する視点である（例：2019/12/20 小学生「戦争よりも話し合いを」）。6つ目には、日常生活の破壊の視点である（例：2018/11/18 小学生「平和な日常 ずっと続け」）。その事例としては、家族と離れて暮らす学童疎開（例：2019/4/21 小

学生「戦時中の子 辛い体験」、食糧不足（例：2019/4/22 中学生「ご飯粒に詰まった平和」）、美しい風景の破壊（例：2020/4/1 高校生「美ら海と戦争の残酷さ」）などを挙げている。

こうした中で、世界及び日本政府に対して核兵器廃絶を求めることに焦点化した投書（例：2020/11/25 中学生「核兵器 20 世紀の遺物に」）や、現代の人々の戦争・平和への無関心を危惧する投書も見られる（例：2019/4/19 中学生「進む「平和ボケ」が心配」）。一方で、その危惧を払拭していく立場から、戦争の悲惨さや無意味さを積極的に伝える（例：2020/1/30 小学生「戦争 自ら調べ伝えたい」2020/3/9 小学生「学び、演じ、伝える戦争」2020/6/5 中学生「戦争の悲しみ 語り継ぐ」）、さらには現実的な問題を捉えて平和の実現に向けた活動にすでに取り組んでいることを伝える投書も見られる（例：2019/4/13 高校生「祭り会場で平和を訴え」）。また、平和の実現を踏まえて諸外国との交流を積極的にしたいと考える投書も見られる（例：2020/12/27 中学生「世界平和 海外と交流を」）。

② 世界平和のために現代日本が果たすべき役割

2021 年 7 月 28 日付の投稿欄は偶然なのか、本テーマにかかわる投書が 4 本並んだ。1 つ目は中学生「国際情勢に耳を傾けねば」である。「この世は平和と言えるだろうか」との問いかけに始まり、新型コロナウイルス感染拡大、国内犯罪の増加、震災、日本の戦争犠牲、近隣国との領有権衝突など、国内不安につながる事例を挙げて、現状に常に関心に向ける重要性を投書している。2 つ目、3 つ目は高校生の「9 条の意義積極配信を」「自衛隊の憲法明記 反対」という日本国憲法第 9 条に関わる見解を投書したもので、4 つ目は中学生の「核禁条約 不参加に憤り」である。日本国憲法第 9 条を巡っての投書は、折々で投書されている。

このように、現状を踏まえて日本がどのように世界平和に貢献すべきであるかを論じた投書が折々で見られる。しかしそのためにどうあるべきかでは、積極的軍備増強の立場（例：2023/8/30 中学生「平和保つ再軍備は許容」2020/12/26 高校生「北朝鮮の脅威に備えを」）に対して、慎重な立場（例：2020/12/16 高校生「平和主義 揺らがぬように」2023/10/4 高校生「日本の防衛費増額 反対」2019/3/1 中学生「軍事研究の拒否 広がれ」）の両論が見られる。また、自衛隊の存在を巡っても、日本国憲法へ明記するような改憲推進の立場（例：2020/2/21 中学生「自衛隊、憲法に明記して」）と、改憲すべきでないという立場（上記）の両方が見られる。北東アジアの緊張関係を反映して大人社会でも世論が二分している影響が、生徒らにも反映していると言える。

この他にも、世界的には核兵器が存在している状況がある中で、核兵器被爆国としての日本がどのような立場に立つべきかを論ずる投書が見られる。被爆国であることの認識からと推測されるが、核兵器配備を求める投書は見られない（例：2024/2/3 高校生「核兵器はなくすべき」）とともに、被爆国日本であるからこそ核兵器縮減・廃止を訴えるべきであ

るとの投書が見られる（例：2024/2/10 高校生「核の恐怖を世界に徹底」2024/2/1 高校生「核禁条約に被爆国こそ」）。

また、2023/2/20 の小学生投書「友好状態 継続させよう」には、ロシアがウクライナに侵攻した背景として、ウクライナがNATOに加盟しようとしていたことを挙げ、軍事同盟の存在を疑問視する内容が書き込まれていた。また、これらの紛争に対し停戦を求める世論があるにも関わらず、国際連合常任理事国内での拒否権発動で成立しないとの報道がある。その中で、2024/1/13 には高校生の「拒否権なくすべきだ」という投書も見られる。

③ 北東アジア情勢及び沖縄の現実を考える

これまでも修学旅行での現地学習等を契機にしたと思われる、沖縄県に目を向けた投書はあった。しかし、2019 年になるとその沖縄県内にあるアメリカ軍（以下米軍）基地に目を向けた投書が表れるようになった（例：2019/8/8 高校生「沖縄のため行動したい」2020/8/13 中学生「人ごとだった基地問題」）。1995 年に沖縄県内で起きた通称「少女暴行事件」を契機に、米軍基地移設の声が特に沖縄県で高まった。それを受けての米軍との協議の結果、日本政府は 1996 年普天間飛行場を含む 11 の施設の返還の方向性を示した。しかし、その移設先を巡って難航し、政府は最終的には県北部の辺野古への移設を決断し、現在移設のための工事が行われている。その結果として今なお、反対派住民と工事関係者とその防護のための警察関係者等との対立が続いている。現代の沖縄をめぐる生徒達の投書は、そうした報道や現地沖縄での見学・証言に基づくものと推察される。

一方で、着々と建設工事が始められ報道されなくなっている状況がある影響であろうか、沖縄県内の米軍基地に派生するテーマでの投書は見られなくなった。他方で、米韓日の軍事的脅威に対抗してと言われている北朝鮮のミサイル発射報道（例：2020/12/16 高校生「北朝鮮との脅威に備えを」）、近隣国との領有権問題（例：2019/11/29 高校生「尖閣諸島の情勢が不安」）をテーマにした投書が散見されるようになった。また、こうした緊迫した政治状況の中で、いかにして軍事的脅威を取り除きつつ、日本及び沖縄の平和と東アジア全体の繁栄を築いていくべきかを考え合うことが大切であるとの投書（例：2019/1/13 「良好な日韓関係を願う」）も見られる。

(2) 学校教育のあり方を考える

① 生徒指導提要の見直しの中で

2022 年に文部科学省は 12 年ぶりに生徒指導提要を改訂した。その大きな特徴の 1 つに、「児童生徒の権利の理解」が挿入されたことがある。そこでは、「児童の権利に関する条約」の「四つの原則」の 1 つとして、広く児童には「意見を表明する権利」があることを紹介している⁸⁾。特に校則問題に関しては、その制定に際して「改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要か、絶えず

見直していくことが求められます」とあり、「児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」として、「児童生徒の参画」も含めて必要な見直しを図る内容が盛り込まれた⁹⁾。

その改訂の背景には、理不尽な校則や教員の指導により、結果として著しく児童生徒を傷つけてしまってきたことが様々な方面から指摘されてきたことがある。その指摘には無論、児童生徒の声と行動があった。

② 現代の学校に対する様々な意見

中日新聞の児童生徒の投書として保存されているテーマとして2番目に多かったのが、学校に対する内容である。総数で245件あった。内訳は小学生69件、中学生102件、高校生68件である。

小学生では、行事（例：2018/8/25「運動会を短くしないで」）、宿題（例：2018/10/28「宿題より家族の時間」）、持ち物（例：2019/8/9「小学生にもシャーペン」）、重い荷物（例：2024/3/13「置き勉」で荷物を軽く）、ランドセル（例：2022/4/20「リュック登校のすすめ」）、休み（2023/9/26「秋休みつくってほしい」）などに対する不満が投稿されている。なお、2023年からタブレットに関する投稿が見られるようになるが、積極活用を求める声（例：2019/5/17「教科書重いIT活用を」）と、必要最小限の使用に留めるよう求めていると思われる声（例：2023/6/30「タブレットより紙重視」）に分かれている。

中学生では、いじめ（例：2019/11/16「いじめで発散 おかしい」）、校則（例：2019/9/6「おかしくない「？」な校則」）に関する投書がよく見られる。また、生徒の自主性（例：「時間割 生徒がつくれれば」）、ゆとりある生活（例：2023/3/29「昼寝の時間 学校に必要」）、空腹を満たす生活（例：2020/3/2「学校でお菓子の時間を」）を求める投書も見られる。なお、制服に関しては賛否両論様々な意見（例：2021/6/28「制服選べる自由欲しい」2021/3/31「制服 勉強に集中できる」2020/6/5「私服なら寒暖順応 容易」）がある。筆者の予想に反して、部活動に関する投書は少ない（例：2023/2/1「メリット多いクラブ化」）。

高校生では、校則（例：2020/1/24「球児の丸刈りに違和感」）、メイク（例：2022/10/4「高校生 化粧してもいいのでは」）、教員の指導（例：2023/3/2「怒鳴る指導 悪影響」）、海外の生活のあり方（例：2020/1/5「欧州の休み方 日本にも」）という学校生活に関わる投書の他にも、教育論議（例：2020/7/4「教育論議 生徒置き去り」）、政治（例：2023/5/9「政治の勉強 子どもにも」）、主権者教育（例：2019/1/11「日々の主権者教育必要」）、性（例：2021/2/26「LGBTQ学べる授業を」）等、社会参加や授業内容に関わる投書も見られる。

以上の例で見ても、児童生徒は学校教育に対して様々な意見をもっていると考えられる。

(3) 日本国憲法や現実政治を考える

総数で3番目に多いのは、「憲法・政治」をテーマにした投書である。手元には231件ある。内訳は、小学生17件、中学生75件、高校生以上139件である。政治関心は年齢が上がるに従い高まるのであろう、高校生が最も高い。

高校生の投書数が多いのは、2018年の公職選挙法改定で選挙権が18歳以上となったことが要因の1つになっている。2019年以降選挙権行使の立場での投書が登場する（例：2019/8/11 高校生「来年18歳 投票へ行くぞ」）。その多くは2022/1/12 高校生「18歳 選挙権にワクワク」など積極的行使の立場である。この立場に関しては、選挙権を持たない小中学生からも期待する投書が見られる（例：2020/3/17 小学生「選挙に参加 貴重な権利」2020/7/3 中学生「選挙権 無駄にしないで」2022/1/11 中学生「18歳になったら投票へ」）。その一方で、投票しやすい環境整備を求める投書も見られる（例：2020/9/11「選挙と受験両立難しい」2023/12/27「投票しやすい環境大切」）。

本テーマで最も関心の高いテーマは、日本国憲法第9条及び世界における日本の立ち位置である。本件に関してはすでに②で触れているので略す。

次に関心が高いと思われるのは税に関してである。1つには税負担に関してである。2019年10月1日から税率が10%になったことが関心を高めた要因になったと考えられる。投書ではそれを容認する立場（例：2019/12/13 小学生「税率10%やむをえない」2020/1/17 中学生「福祉充実なら増税賛成」）、複雑に受け止める立場（例：2019/11/25 中学生「消費増税に感謝と心配」）、疑問視する立場（例：2019/11/19 中学生「消費増税 正しかったか」）、問題視する立場（例：2020/1/28「消費税率 混在で複雑」）が見られる。2つ目は、その税をどのように活用するのかである。投書の中では、国家予算の負債軽減に活用すべきという立場（例：2019/3/24 中学生「国の借金 早く減らして」）と、無意味な活用をなくし本当に必要な箇所で活用を求める立場（例：2019/11/17 中学生「税金の無駄遣いやめて」）が見られる。必要な箇所としては、福祉の充実（例：2020/12/16 高校生「防衛費増より福祉充実」）、教育の充実（例：2019/5/17 高校生「大学まで義務教育化を」2022/8/19 高校生「防衛より教育に予算を」2023/3/4 高校生「利子付き奨学金廃止を」）、若者対策の充実（例：2023/10/11 高校生「防衛費より若者へ投資」）などが見られる。

この他にも、児童生徒は様々な視点で現代的諸課題に目を向けている。死刑の可否（例：2021/2/21 中学生「被害者の悲しみ、考えて」2021/1/27 中学生「死刑反対 生きて償いを」）、夫婦別姓の可否（例：2021/3/10 高校生「同じ姓で家族に一体感」2022/1/11 中学生「夫婦別姓でも 絆育める」）、少子化対策の充実（例：2023/7/3 高校生「少子化対策 仏では」）、子育て支援の充実（例：2021/12/25 中学生「男性の育休取得に賛成」2024/2/8 高校生「社会が子育て」構築を」）、働き方改革の推進（例：2020/3/24 中学生「働き方改革 皆の知恵で」2023/4/7 高校生「週休3日制 人生豊かに」）、待機児童の解消（例：2019/11/1 中学生「待機児童解消へ知恵を」）、放射能汚染水の適切な処理（例：2024/3/19 小学生「処理水放出 安全なの？」）、震災後の復興のあり方（例：2021/5/22 中学生「震災 絶対風化させな

い))、最低限度の生活保障(例:2019/3/17 高校生「子の貧困 みんなの問題」)、難民の受入れ(例:2024/1/24 高校生「日本 もっと難民支援を」)、発言権の保障(例:2023/2/15 中学生「個の意見 言える社会に」2022/8/23 大学生「政治を自由に語りたい」)等、投書内容は多岐にわたる。

中には、政治家不信を露わにした投書も見られる(例:2021/3/12 高校生「やじ 居眠り 国会に失望」2022/7/11 中学生「発言撤回 心の傷は残る」2022/8/15 中学生「凶弾と個人の称賛は別」2023/5/11 高校生「スキャンダル 飽き飽き」)。これに対して自身の力で政治を動かそうという投書も見られる(例:2020/9/11 高校生「政治に参加しなきゃ損」2023/3/7 高校生「若者の声で政治動かせ」)。

(4) 様々な差別を見つめる

4番目に投書数の多かったテーマは、「人権・差別」に関するものである。222件分が手元にある。内訳は小学生42件、中学生が87件、高校生が86件、大学生等が7件であった。

本テーマでの投書でよく見られた1つ目は障害者に関する内容である。その1つ目には差別の実態を問題視する内容である(例:2018/11/5 小学生「障害 じろじろ見る差別」2020/8/21 小学生「からだと見た目で差別ダメ」)。2つ目に障害者の持つ力に着目した内容である(例:2021/9/22 中学生「ハンデ感じぬ画力 感銘」)。3つ目には障害者も生きやすい社会にしていくための提案である(例:2021/1/1 中学生「障害者用トイレ少ない」2021/1/18 中学生「障害者が働ける環境を」2021/4/7 小学生「音鳴る信号機 田舎にも」2023/6/1 小学生「点字ブロック上あけて」)。4つ目は自ら障害者支援に取り組む内容である(2022/6/3 中学生「手話学んで「会話」を」)。

2つ目は人種に関する内容である。2020年5月20日にアメリカで白人警察官が黒人男性を取り押さえる際に暴行し死亡させた事件は、動画拡散されて世界中の批判を浴びた。生徒達はその報道を受けて反応した(例:2021/5/26 高校生「違い 尊重出来る社会に」2021/6/21 中学生「人種差別ない世の中に」)。また、日本に留学しているベトナム人留学生が2021/4/15「日本の友達 ほしいのに」を投書している。

3つ目は男女に関する内容である。小中学生ではまだ実感がないのかほとんどその投書は見られないが、高校生になると度々登場する(例:2021/3/17「女性活躍で社会も発展」2022/11/23「男女の賃金格差 解消を」)。性自認による差別・偏見に関する投書も2021年から見られるようになる。どれも性的少数者、LGBTに寄り添う社会の実現を求める投稿である(2021/7/9 高校生「少数者 寄り添う社会を」)。

(5) ICTの進化をいかに見るか

5番目に多かったのがICTの進化を巡っての投稿である。手元には161件の投書がある。

内訳は小学生 32 件、中学生 75 件、高校生 54 件である。

本テーマでの内容の 1 つ目は、スマートフォンの所持（例：2021/2/17 高校生「幼児にスマホ 将来心配」2019/12/14 小学生「子どものスマホは疑問」2022/7/22 中学生「スマホ持ち込み許可を」）や、利用頻度（例：2024/3/6 中学生「スマホ依存 気をつけて」）に関する投書である。

2 つ目は、インターネット及びSNS通信によるメリット（例：2023/7/5 小学生「考え踏まえて情報活用」）と、その危険性（例：2021/9/27 中学生「顔見えない交流 危険も」）を指摘する投書である。また、その両面を踏まえての活用を勧める投書も見られる（例：2022/7/6 中学生「ネット情報 選択眼を」2022/10/14 中学生「SNSの正しい使い方は」）。一方で、特にSNS上の書き込みに関する問題を指摘する投書（例：2021/3/24 高校生「SNS 発言 責任もって」2023/8/5 中学生「SNSの発信消せない」2023/8/22 高校生「言葉は時に刃物のよう」）や、そのためのマナーの向上を求める投書（例：2023/1/21 高校生「ネットリテラシー重要」）も見られる。

3 つ目は、AI及びロボット技術の進化を巡っての投書である。1 つ目はそれらの技術進化を活かすことを求める投書（例：2024/3/13 中学生「AI恐れず使いこなす」）。それに対して 2 つ目はそれらの技術の独り歩きを危惧する内容の投書（例：2023/3/25 中学生「AIの制御 共存に必要」2019/5/13 中学生「AI活躍 職奪われる？」）である。一方で、その活かす立場と危惧の立場を考慮しての投書（例：2021/12/15 中学生「AIとのバランス必要」）も見られる。

4 つ目は、さらにICTの活用を広げる投書（例：2022/5/4 小学生「レシート電子化進め」2021/8/24 中学生「配膳ロボット 導入賛成」）もあれば、逆に紙媒体を大事にすべきとの投書（例：2022/9/7 中学生「新聞で情報収集続ける」2023/7/4 小学生「新聞の良い点は信頼性」2022/7/16 高校生「紙の本ならではの感触」）も見られる。

(6) 環境保全のために出来ることを考える

6 番目に多かったのが、環境保全を巡っての投書である。手元には 155 件の投書がある。内訳は小学生が 39 件、中学生が 78 件、高校生が 38 件、大学生が 1 件である。

具体的内容としては、地球温暖化（例：2018/12/7 小学生「温暖化 人ごとじゃない」2023/6/29 中学生「次代のために 温暖化防止」2024/1/16 高校生「地球が悲鳴をあげている」）、海洋ごみ・プラスチックごみ（例：2021/4/23 小学生「浜のごみ 全然へらない」2022/7/22 中学生「海洋プラ減へ努力必要」）、森林伐採（例：2020/6/24 中学生「経済発展 森より大事？」2021/8/18 中学生「森林危機 企業訴えて」）、食品ロス（例：2022/6/1 小学生「食品ロス削減 ルールを」2022/9/21 中学生「食品ロスゼロの社会に」）、動植物絶滅の危機（例：2021/5/21 中学生「絶滅危機の生き物 救え」2024/1/29 高校生「全生物が生存の危機に」）などを問題視する投書が見られる。

また、それらの改善策として、自然エネルギー・再生エネルギーの活用（例：2020/7/30 中学生「自然エネルギー生かせ」2021/5/5 中学生「再エネ導入 知恵絞ろう」）、脱炭素政策の推進（例：2022/2/16 中学生「温室ガス排出 減らそう」2024/1/22 高校生「脱炭素推進今の世代で」）という政策的な投稿の他、省エネルギー（例：2024/3/13 小学生「未来のために省エネを」2024/3/8 高校生「団結してエコな活動を」）、リサイクル（例：2023/4/25 中学生「リサイクル商品 身近に」）等の自助努力の必要を求める投書が見られる。また、地域で協働しての環境保全（2019/4/28 中学生「川を清掃 ウナギ増えて」2022/8/31 中学生「藤前干潟を守るために」）、外来種駆除（例：2022/4/26 小学生「ザリガニ規制 まず一歩」2023/6/24 中学生「生態系 壊さないために」）を求める投書も見られる。

(7) 地域社会をより良くするために

以上の他にも、投稿者が住む町の良さ（例：2019/3/27 小学生「豊田小原和紙広めたい」2019/5/31「400年続く有松絞すごい」2021/12/4 中学生「伝統芸能 一度見て」2023/4/22「岡崎の良さを広めたい」）や、日本文化の良さを見つめ、その良さを保全・発信したいと考えての投稿が見られる（例：2023/4/26 中学生「アイヌ伝統 残す努力を」2023/5/3 中学生「南部鉄器 誇らしい技術」2024/1/17 外国人高校生「世界に誇れる 良い治安」）。またその一方で、住み続ける街だからこそその問題点に目を向ける投書（例：2019/5/16 小学生「中小工場 続いてほしい」2022/3/4 高校生「消えゆく思い出の風景」2023/3/8 高校生「故郷・答志島に活気再び」）も見られる。さらに、町をより良くしていくための提案（例：2023/4/5 高校生「地元さんの野菜食べよう」2022/2/15 高校生「信金で新たな地域密着」）、特に災害時対策の推進を求める投書（例：2022/8/29 小学生「消防団員増えてほしい」2022/1/17 中学生「非常時に公衆電話有用」2021/8/18 中学生「ペット用の避難所必要」）が見られる。

(8) いかに生きるかを考える

その地域社会・国際社会との関わりで、自分がいかに生きるかに関する投書も見られる。地域社会を踏まえては2022/5/25 小学生「ドクターヘリの医師に」2021/6/17 高校生「農の力で豊かな日本に」等の投書がある。国際社会を踏まえては2022/6/28 中学生「アフリカのため 働く夢」などがある。

また、自身や家族の体験も踏まえての「ヤングケアラー」に関する投書（例：2022/7/29 中学生「ヤングケアラー知って」）、「尊厳死」「安楽死」に関する投書（例：2020/3/6 中学生「尊厳死の法制化 議論を」2021/2/24「安楽死 日本で議論を」）、臓器移植に関する投書（例：2020/3/6「臓器移植 ドラマで関心」）なども見られる。

3. 児童生徒の「声」に基づく学校教育の課題

(1) 学校教育の見直しの動向

2022（令和4）年改訂生徒指導提要（以下提要）では、「児童生徒の権利の理解」の項目が書き込まれた⁸⁾。学校教育においても、いよいよ児童生徒を権利主体と見る視点が導入されてきたと言える。

こうした動向を踏まえて春日井は、「子どもを保護育成の対象だけではなく権利の主体として捉えていく「子ども観」と、「子どもの最善の利益」の実現を図っていくことを教育実践や子育ての目的としていく「指導観」の転換・更新が求められている。」¹⁰⁾として、その視点での指導の活用を求めている。春日井が示すように、学校教育活動全体でこの視点での指導が進むことが期待される。

(2) 問われる「見直し」の本気度

しかし、筆者の印象では「児童生徒の権利の理解」の本気度に不安を持たざるを得ない。提要の「児童生徒の権利の理解」の項では「平成元年11月20日第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。」と書き込まれている。しかし、平成6年と言えば1994年である。効力が生じていたにも関わらず30年弱もかかって漸く、学校教育活動の指針の中に「児童生徒の権利」の視点が書き込まれたということである。

参考までに、厚生労働省が管轄してきている（現在はこども家庭庁）児童福祉法が2016（平成28）年に改定された際に、第一条に「児童の権利に関する条約にのっとり」が明記された。その動向を受けて、放課後児童支援員の指針である「放課後児童クラブ運営指針」にも「放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援することに努めなければならない」¹¹⁾と明記されている。児童福祉分野ではすでに「児童生徒の権利の理解」は導入どころか、定着が進んでいる¹²⁾。それにも関わらずの状況が学校教育にはある。

しかも、児童の権利に関する条約（以下権利条約）第42条には「条約広報義務」として「締結国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」とある。「この条約の原則及び規定」を児童生徒に「広く知らせる」ならば、学習指導要領の中にこそ書き込み、授業の中で児童生徒自身に「児童生徒の権利の理解」を周知していくべきである。しかし、その動きは見られない。

(3) なぜ児童生徒は新聞投書しているのか

「意見を表明する権利」が提要に書き込まれている。しかしながら、そのことが児童生徒に周知されているとは言えない。また、教員に対してもどれだけ周知されているだろうか。文部科学省が真剣に徹底周知しているかも問われている。

児童生徒の投書は、規制なく自由闊達な議論の場を求めようとしている意思の表れと考えられる。学校教育では、授業の中で近年、「主体的・対話的で深い学び」を重視しているため、発言し討議することが重視されている。しかし、その発言や討議は、授業者が求めた問いに対する考えとしての発言であり討議であることが多い。投書は「自由作文」の発想と基本的には共通していて、学習課題や学校教育目標に即して等の縛りが無い。だから第2節に示したように多種多様な思いや願いが投書されているのである。

「若者は政治や社会に無関心」という印象が聞かれることがある。しかしそれは事実であろうか。若者が政治や社会に無関心になっているとしたならば、それは学校教育のあり方に拠るのではないかと筆者は考える。投書は何よりの事実である。無論全ての児童生徒とは言えないだろうが、第2節に示した例のように、あれだけ多種多様な目で社会や政治のあり方を見つめ、発信しているのである。しかし、児童生徒が学校教育の中でその「声」を発揮できる場がない。だから投書に託して意見表明しているのである。

(4) 児童生徒の「声」をいかにして学校教育で活かすか

現代の学習指導要領に挙げられている項目を授業化するだけで精一杯の現状がある。まず第1に、本当に必要な学習内容に精選すべきである。近年自然災害により学校閉鎖が余儀なくされるケースが見られる。しかし、その学校においても現行の学習指導要領に示された内容を授業化していかななくてはならない。万が一に備えるならば、緊急事態になってもゆとりをもって学習できる。しかも、自立した人間として生活できる程度の学習内容に精選すべきである。ゆとりがあれば、児童生徒にも教員にもじっくり語り合う心のゆとりも、その時間も保障されることになる。それでこそ「主体的・対話的で深い学び」が実現されていく。

第2には先にも挙げた権利条約、及び筆者がたびたび指摘している日本国憲法第16条の請願権¹³⁾を大事な学習として周知していくことである。これは主に、社会科や総合的な学習の時間で扱うのが自然である。

第3には、具体的な児童生徒の「声」は、いかなる学校教育活動で取り扱うかである。1つ目には、朝の会や特別活動の時間としてのホームルームの時間帯を活用することである。2つ目には、総合的な学習（高校では探究）の時間にある「現代的諸課題」として取り上げることである¹⁴⁾。ホームルームの時間では話題提供に終わる可能性がある。しかし、それとリンクさせた総合的な学習の時間では「児童生徒の興味・関心に基づく課題」として、個人やグループ研究で問題点を深く掘り下げて考え改善点までもまとめ発信していきえるような学びが可能になる。また、クラスの問題意識が1つに共通するならば、「現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題」としてクラス全体で、個人・グループ同様の展開で考えまとめ発信していくことが可能となる。なお、3つ目に生徒会・児童会活動で取り扱うことも考えられるが、担当する児童生徒だけの議論に留めない工夫が必要である。

第4に、そこでのまとめを活動や行動に活かすことである。そもそも総合的な学習の時間では「積極的に社会に参画しようとする態度」¹⁵⁾「新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度」¹⁶⁾を養うことが目指されているのである。すでに学校によっては、児童生徒の「声」としての投書内容で多い学校に対する不満や問題点を、まずは児童生徒で話し合い、その結果をまとめてさらに保護者や教員を交えて協議する「三者協議会」に諮って改善している事例が見られる¹⁷⁾。しかし、内容によっては請願権を行使して、学校内に留めず、地方自治体や国、あるいは議会に対しても働きかけていく経験が積めるように支援していくことも大切になってくる。こうして、児童生徒が直接地方自治体や国、あるいは議会に対して働きかけていくことで得られる成果等に出合うことで、それらを身近に感じ、それこそ社会や政治に関心を高めていくことが考えられる。

【参考】

- 1) 鎌倉博「愛知発の「心感創造の教育」」2017年日本生活教育連盟『生活教育』生活ジャーナル第828号 pp.46-53
- 2) 2024年度日本福祉大学履修証明プログラム「学校福祉」に関してはhttps://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/fukutasu/2024/gakkou_fukushi/を参照願いたい。
- 3) 2016（平成28）年に改正された児童福祉法第一条
- 4) 1951（昭和26）年に宣言された児童憲章前文
- 5) 1994（平成6）年に発効した国連児童の権利に関する条約第十二条
- 6) 2017（平成29）年改訂文部科学省「小学校学習指導要領」第1章総則第4の1（1）及び2022（令和4）年改訂文部科学省「生徒指導提要」1.3.3「ガイダンスとカウンセリング」参照
- 7) 金田一清子『子どもの笑顔に会いたくて』（2015年新日本出版社）他。主に日本作文の会会員が自由作文活動を推進している。日本作文の会に関しては<http://nissaku.c.ooco.jp/>を参照願いたい。
- 8) 2022年改訂文部科学省「生徒指導提要」1.5.1「児童生徒の権利の理解」
- 9) 同上 3.6.1「校則の運用・見直し」
- 10) 春日井敏之「子どもの権利条約が生きる子ども観、指導観」（2023年クレスコ編集委員会・全日本教職員組合『クレスコ』 pp.14-19）
- 11) 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」（2015年策定）第1章総則の2（2）
- 12) 本大学教育学部の倉橋幸彦准教授の「子ども家庭福祉」の授業では、「子どもの権利ノート」を受講生が作成することで、学生自身の身近な生活の中で「児童生徒の権利の理解」が進められている。
- 13) 日本国憲法第16条には「何人も、（中略）平穩に請願する権利を有し、何人も、かか

る権利を行使したためにいかなる差別待遇も受けない。」とある。実際にこの権利をこうして議会に働きかけている高校生たちがいることを、別稿鎌倉博「18歳選挙権を踏まえた学校教育における政治」2021年名古屋芸術大学紀要第43巻pp.209-223で紹介している。

- 14) 総合的な学習の時間実施状況調査研究会による文部科学省委嘱研究「総合的な学習の時間実施状況調査 調査結果の概要（中学校）」2006年によれば、「食に関すること」の他は、「地域のくらしや産業」「文化や伝統」「自己の生き方」「現代的諸課題」として例示されている「国際理解」「情報」「環境」「福祉」「健康」を扱うにとどまっている学校が大半である実態が見える。
- 15) 現行学習指導要領小学校編及び同中学校編「総合的な学習の時間」第1目標（3）
- 16) 現行高等学校学習指導要領「総合的な探究に時間」第1目標（3）
- 17) 藤田毅「三者協議会と学校づくり」（みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい2024 主権者の教育と生活指導・自治活動提出レポート）